

## 令和7年度職場の健康教育支援事業実施要項

公立学校共済組合青森支部

### 1 目 的

公立学校共済組合青森支部（以下「支部」という。）は、各所属所又は組合員で構成される団体（以下「所属所等」という。）が企画実施する職員を対象とする健康づくりのための研修会等の健康教育（以下「研修会等」という。）の実施を支援することにより、組合員の心身の健康の保持増進に資する。

### 2 支援対象

所属所等が企画実施する職員対象の研修会等

ただし、同一の所属所等につき実施期間内1回とする。

※ 児童生徒が参加する研修会、児童生徒に関する内容の研修会は助成の対象外

### 3 実施期間

実施期間は原則として令和8年2月までとする。

### 4 支援内容

#### （1）所属所等で講師を選定する場合

支援対象とする研修会等の講師謝金及び旅費について、次表に基づき助成する。

なお、旅費は県内即日分のみを助成対象としていることから、県内に在住する講師を選定すること。

#### 【謝金表】

| 職 種                                                             | 謝 金                  | 旅 費                   |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 医師、歯科医師<br>大学教授                                                 | 30,000円<br>(1回2時間程度) | 県の規定に準ずる<br>(県内即日に限る) |
| 公認心理師<br>産業カウンセラー<br>管理栄養士<br>保健師、看護師<br>健康運動指導士<br>実技指導者（有資格者） | 20,000円<br>(1回2時間程度) |                       |
| その他                                                             | 要相談                  |                       |
|                                                                 |                      |                       |

#### （2）講師選定を支部に一任する場合

生活習慣病予防及びメンタルヘルスの内容に限り、支部において講師を選定し講師を派遣する。ただし、希望する内容及び日程により派遣できない場合もあるので留意すること。

#### 【派遣する講師の職種】

公認心理師、保健師、管理栄養士、産業カウンセラー、健康運動指導士等

5 申込方法

希望する所属所等は、様式 健康教育 1 により、支部に申し込むものとする。

6 支援予定回数

40 回（申込みが 40 件を超えた場合は、支部において調整し決定する。）とする。

7 決定通知

支部は、実施の可否を決定し、申込みのあった所属所等に通知する。

8 終了報告書の提出

所属所等は、研修会等終了後、速やかに支部に様式 健康教育 2 により、実施内容等を報告するものとする。

9 謝金及び旅費の支払方法

支部は、8 による研修会等の終了を確認した後、講師に対して、謝金及び旅費を口座振込によって直接支払うものとする。

なお、所属所等で選定した講師については、謝金等の支払いに必要な事項（旅行経路、振込口座等）について、支部より所属所等に照会するものとする。